

要介護認定データ（認定調査票）に基づく例外給付の判定方法一覧

対象外種目	厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第31号のイ）	厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第31号のイ）に該当する基本調査の結果
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当するもの (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 なし
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当するもの (一) 日常的に起き上がりが困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「4. できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当するもの (一) 意思の伝達、介護者への反応、 記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～基本調査3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～基本調査4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当するもの (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 なし
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当するもの (一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」